

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令案

規制の名称：消防活動阻害物質の追加

規制の区分：新設、改正（**拡充**）、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省消防庁予防課危険物保安室

評価実施時期：令和4年4月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件 i、v

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に

	<p>対する負の影響)が小さいことを記載すること。</p>
iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物及び同条第2項に規定する劇物のうち、「火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質」（消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条の3第1項に規定するもの。以下「消防活動阻害物質」という。）については、具体の物質名を、政省令（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第一（一）～（八）、同令別表第二（一）～（十八）、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号））で指定しているところである。

消防活動阻害物質は、それ自体火災に連なる危険性を有する物質が含まれているほか、これらの物質を相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等に火災が発生した場合、燃焼及び消火活動に伴って当該物質が爆発し、あるいは有毒のガス等が発生するなどして、他の通常の火災の場合には見られない特殊かつ重大な被害を生ずる危険性がある。このため、法第9条の3第1項では、消防活動阻害物質を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないとしている。

今般、「4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤（4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。）」について、毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）においても、令和4年の改正により劇物に追加されたことを踏まえ、調査分析を実施したところ、加熱されることにより人体に有害な蒸気が発生する性質を有するものであったため、消防活動阻害物質として、新たに指定することとしている。現在のように、当該物質を相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等の所在について消防機関が把握していない状況が続いた場合、消火活動等に伴い当該物質から有害なガス等が発生した際に、甚大な被害が予測されることから、消防活動の円滑化のためにも規制を拡充するものである。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び課題発生の原因】

「4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤（4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。）」は、触媒や殺菌剤、農薬、染料及び洗剤の原料等に利用されているが、令和3年度の「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（座長：田村昌三 東京大学名誉教授）において、加熱発生ガス等の分析を実施し、検討を行った結果、加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生する性質を有するため、火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれが認められた。現在、当該物質は消防活動阻害物質として指定されておらず、相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等の所在について消防機関が把握していないため、当該施設等で火災が発生した場合に甚大な被害が生じるおそれがある。

【課題解決手段の検討】

消防機関が、「4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤（4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。）」の所在を把握することにより、定期的な査察指導を通じた火災予防活動や、当該施設において火災が起こった場合の適切な消火活動につなげることができる。このように、「4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤（4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。）」を消防活動阻害物質として新たに指定し、危険性が高い相当数量（200キログラム）以上貯蔵し、又は取り扱う施設等について、消防機関への届出を義務化することで、効率的かつ効果的な消防活動が可能となる。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

・「遵守費用」について

「4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤（4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。）」を貯蔵し、又は取り扱う者が届出を行う場合には、所定の様式に必要事項を記入し、施設等内における物質の貯蔵又は取扱場所を示す見取図を添付した上で、所轄消防長又は消防署長に提出するという事務コストが発生する。当該届出に係る費用について一律に示すことは困難であるが、仮に、資料作成・確認および査察の受け入れに2時間、担当者1名を要するものとする、当該者あたりの平均的な費用は、以下のようになる。

2,492円（担当者の時給（※））×2時間×1人=4,984円

※ $2,492円 = (民間給与実態統計調査(国税庁、令和2年)の平均給与額(年間、正規))$
 $4,957千円 \div (労働統計要覧(厚生労働省、令和2年)の年間総労働時間(実労働時間数)$
 $事業所規模30人以上) 1,685時間$

また当該届出を行う者の数についても、現時点で見込みを示すことは困難であるが、劇物に係る届出施設の現在の件数を、当該届出を行う者の数の上限と仮定すると、11,669件(令和3年3月31日現在)が上限となる。

以上から、分析対象となる5年間の遵守費用の上限は、 $4,984円 \times 11,669件 \times 5年 = 2億9,079万1,480円$ となる。

・「行政費用について」

消防機関に届出があった場合、当該届出の受付に係る事務と、定期的な査察活動において届出内容と実態に齟齬が無いか確認をする作業が発生する。当該届出に係る費用について一律に示すことは困難であるが、仮に、届出1件につき受付事務・査察活動に1時間、担当者1名を要するものとする、届出を行う者1名あたりの平均的な費用は、以下ようになる。

$3,383円(担当者の時給(※)) \times 1時間 \times 1人 = 3,383円$

※ $3,383円 \div ((地方公務員給与実態調査(総務省、令和2年度)の消防職の給与月額合計)$
 $394,010円 + (地方公務員給与実態調査の消防職の勤勉手当+期末手当) 1,563,678円 \div 12)$
 $130,306.5円) 524,316.5円 \div (月間総労働時間 = (勤務日)(28日 - 8日) \times (1日あたりの労働時間) 7.75時間) 155時間$

分析対象となる5年間の行政費用の上限は、 $3,383円 \times 11,669件 \times 5年 = 1億9,738万1,135円$ となる。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和に該当しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

200 キログラム以上の「4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤（4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。）」を貯蔵し、取り扱う施設は、届出を行うことで本規制導入後も引き続き当該物質を貯蔵し、取り扱うことが可能であり、200 キログラム未満の当該物質を貯蔵し、取り扱う施設は、本規制導入後も届出を行う必要がないため、本規制導入による副次的な影響及び波及的な影響は、特段生じない。

5 その他の関連事項

⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

令和3年度の「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（座長：田村昌三 東京大学名誉教授）において、消防活動阻害物質の追加についての検討が行われ、当該検討会の報告書（「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」（令和4年3月））において、「4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤（4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。）」を新たに消防活動阻害物質に指定することが適当であるとされた。

・ 令和3年度火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会
(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-94.html)

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

「危険物規制事務調査」で照会している劇物の届出施設総件数の、令和4年度から令和5年度の増を、本規制導入による届出施設増と推定し、指標として設定する。